

第13回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和2年7月10日(金) 午前10時00分から

○ 議 題

1 陳 情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を
求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めること
について〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児
教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書
〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情
〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情
〔継続審議〕
- (11) 令和2年陳情第1号 教科書採択にあたって多くの教員が見本本を研究し
意見を述べる条件整備を求める陳情〔継続審議〕

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について (資料1)

3 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和2年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料2)
 - ② 令和2年第二回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について (資料3)
 - ③ その他

令和 2 年 7 月 10 日
教育振興部教育総務課

令和 2 年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づく点検・評価については、「練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施方針」（以下「実施方針」という。）により実施している。

令和 2 年度については、下記のとおり、実施することとする。

記

1 実施方針（案）について

（1）「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策について点検・評価を行う。

【理由】

練馬区は、平成 28 年 2 月に「練馬区教育・子育て大綱」を策定した。大綱は「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点施策を示したものであるため。

2 参考資料

（1）実施方針（別紙 1）

（2）練馬区教育・子育て大綱の体系（別紙 2）

（3）過去 5 年間に実施した項目

- ① 令和元年度 「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策に関すること
- ② 平成 30 年度 「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策に関すること
- ③ 平成 29 年度 「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策に関すること
- ④ 平成 28 年度 「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策に関すること
- ⑤ 平成 27 年度 「練馬区教育振興基本計画」の基本施策に関すること

練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の 点検および評価の実施方針

練馬区教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく『教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価』を、本方針により実施する。

1 目的

- (1) 主な事務や事業（以下「主な事務等」とする。）の取組状況について点検および評価（以下「点検・評価」とする。）を実施し、様々な課題やその取組みの方向性を明らかにすることにより、効果的かつ効率的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検・評価に関する報告書を作成し、これを練馬区議会に提出するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施方法

- (1) 教育委員会の事務に関する計画を踏まえ、主な事務等を対象として点検・評価を行う。
- (2) 点検・評価は、前年度の主な事務等の取組状況を総括するとともに、課題や今後の取組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 教育委員会の事務に関する計画の基本施策ごとに点検・評価を行うとともに、事務局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う。
- (4) 学識経験を有する者の知見の活用を図るために「練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」とする。）」を置く。
 - ① 「点検・評価に関する有識者」は、公正な意見を述べることができる者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ② 「点検・評価に関する有識者」は、評価等について助言を行う。
- (5) 教育委員会における点検・評価の後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

練馬区教育・子育て大綱体系図

教育分野		子育て分野	
<p style="text-align: center;">目標 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を 備えた子どもたちの育成</p>		<p style="text-align: center;">目標 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが 健やかに成長できる環境の整備</p>	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	①学力・体力・豊かな心が 調和した学びの充実	1 子どもと子育て 家庭の支援の 充実	①相談支援体制の整備
	②教員の資質・能力の向上		②多様な子育て支援 サービスの充実
	③学校の教育環境の整備		③支援が必要な子ども たちと家庭への取組の 充実
2 家庭や地域と 連携した教育 の推進	①家庭教育への支援	2 幼児教育・保育 サービスの充実	①練馬区独自の幼保 一元化施設の拡大
	②家庭・地域の力を活かした 学校運営や教育活動の 推進		②保育サービスの充実
3 支援が必要な 子どもたちへの 取組の充実	①いじめ・不登校などへの 対応	3 子どもの居場所と 成長環境の充実	①安全で充実した放課後の 居場所づくり
	②生活困窮世帯などへの 支援		②児童館事業・学童クラブ の充実
	③障害のある子どもたち への支援		

令和 2 年 7 月 10 日
教育振興部教育総務課

令和 2 年第二回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

教育について 1

【質問】

新型コロナウイルス感染症対策のため小中学校の休業が長期に渡り、子供たちの学びの保障や心身の健康、給食がなくなること十分な栄養がとれない等、深刻な問題が生じる。子供たちの命と健康を守ることと、学びを保障することとの両立を、区が責任を持って果たすことが強く求められている。こうした視点から、区の対応について伺う。あわせて、給食の支援について、区の考えを伺う。

文部科学省は全国自治体に対し、可能な限り感染や拡大のリスクを低減させるため、3つの密を避ける内容を示した学校運営に関する通知を5月1日に出した。しかし、超大大規模校では、普通教室が不足しており、3つの密を避けるのは厳しい状況にある。そこで、抜本的な解決策として強く要請している、校舎の早期改築への英断が必要であるが、改めて考えを伺う。併せて、国のガイドラインを受け、区ではどのような方法で授業や諸活動を行っていくのか、考えを伺う。

3月から5月末までの未実施の学習内容は、教科指導分に換算すると、日数にして約33日分になると聞く。未実施分を可能な限り、今年度内に修得することが望ましいと考える。区では具体的にどのように対応されるのか、考えを伺う。

子供たちは実質的に新年度初登校となるが、コロナウイルスに感染しないか、新しい学級に馴染めるかなどの不安を抱えているのではないかと思う。先生方による子供たちへのきめ細やかな健康観察、健康相談やスクールカウンセラー等による支援が極めて重要であると考える。現在、子供たちへの心のケアについて、どのように対応しているのかを伺う。

区では例年、夏休みの休業期間を活用して各種改修工事を実施しているが、今年度は休業に伴う授業時間の確保のため、夏季休業時間の短縮が不可避であり、夏休み期間中の工事への影響は多大になる。一方で、区内経済活動を低迷させないために、実施可能な工事は行う必要があると考える。夏休み工事の現在の状況と今後の対応について、考えを伺う。

【答弁】

区立小中学校は3月2日から休業していたが、6月1日から段階的に教育活動を再開した。今後は子供の命と健康を守りつつ、学びを確実に保障することが最も重要な課題である。教育委員会は学校の再開にあたり、感染防止対策の徹底、授業時間の確保、子供たちの心のケア、感染者発生時の対応の4つの取組を求め、併せて、再開後の段階的な教育活動の進め方を示した。これからも学校と連携し、必要な対策を十分に講じていくとともに、学校休業中における給食の支援については、様々な視点からの対応を今後検討していく。

子供たちや教職員に対し、毎日の検温の徹底を求め、健康状態を把握するとともに、マスクの着用や、手洗いを励行するよう指導している。各学校では、こまめな換気や席の間隔を可能な限りあけるなど、できる対策を組み合わせ、いわゆる「3つの密」を作らない環境整備に努める。さらに、合唱や柔道の組み技など感染リスクの高い一部の実技指導や対面して行う話合いの活動等も、当面の間、実施しない考えである。

また、今後の改築実施校については、施設の躯体状況や建築年数、児童生徒数の動向、避難拠点としての役割など、様々な要素を総合的に考慮して選定していく。

区では、夏季休業期間を3週間程度にし、7月以降に月2回程度の土曜授業日を設定する。併せて、開校記念日および都民の日に授業を実施することで授業時数を確保する。また、感染防止の観点から学校行事を精選し、実施する行事についても、準備等を含めた取組み方を見直すことにより、教科指導の時間を確保する工夫をしていく。

長期休業明けの子供たちは、様々な不安やストレスを抱えており、心のケアは極めて重

要である。教育委員会では、教職員が児童・生徒への心のケアを確実に行えるよう、独自の研修カリキュラムを作成し、学校再開前に全ての学校において校内研修を実施した。

また、教職員やスクールカウンセラーに加え、心のふれあい相談員の配置日数を6月は通常の2倍まで可能にするなど、校内の相談体制を充実した。

今年度は夏季休業期間中に75件の改修工事を計画していた。体育館空調設置工事など、計画どおり実施できる工事が41件ある一方、夏季休業期間の短縮により、実施の可否に影響が生じる工事が34件ある。この内、トイレ改修工事など16件は、当該の学校の夏休み期間を調整することで実施できるようになったが、工期が確保できず、実施できない工事が18件あり、契約済みの8件については、繰越明許費を計上して来年度に契約期間を延長し、残る10件は来年度に予算計上し工事を行う予定である。工事にあたっては、子供たちの授業に支障が生じないよう十分留意しながら、教育環境の整備を図っていく。

教育について2

【質問】

文部科学省は5月15日、本年度の学習内容を最長で再来年度まで繰り越すことを特例で認めると都道府県教育委員会に通知した。これは新型コロナウイルス感染の第2波、第3波によって、今後も長期的な学校の休校という事態を想定した対応である。区では、学びの確保をどのように対応するのか。基本的な考えを伺う。

学習内容を来年度以降に持ち越せない小学6年生・中学3年生など最終学年の学習活動について、区はどのように計画をたてるのか。また、国は最終学年の学びの確保のために、新たな教員を配置するため第二次補正予算を組んだ。区においても、教員の人的支援を進めるべきである。併せて所見を伺う。

学校の長期臨時休業により、児童虐待や自殺、いじめが急増するのではないかと専門家より指摘されており、再開直後や夏休み直後など、特に細やかな対応が必要である。担任や養護教諭、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校が一体となって子供の心のケアを進めるべきと考える。所見を伺う。

政府は児童生徒1人1台の情報端末の予算を前倒し、今年度中に配置を進める考えである。新型コロナウイルス感染の状況の中、オンライン授業など教育のICT環境の整備の遅れが大きくクローズアップされた。学校での無線LANは整備されたものの、保健体育など屋外での学習活動時や、修学旅行など課外授業時、また自宅にWiFi環境のない生徒がタブレットを使うためにはスマートフォンと同様のLTE回線によるタブレットを導入し整備すべきと考える。また、今後感染の第2波、第3波が予測される中、オンライン授業を教育課程に明確に位置付ける準備をすべきである。併せて所見を伺う。

区は教室のICT環境の整備を進めるため、練馬区学校ICT環境整備計画を平成28年度に策定し、令和2年度までの計画としている。今後策定する新しい計画には、各学校で教科や教育活動全般にわたって、ICTを活用するための計画が必要である。また、教員のICT教育の技術向上を図るべきと考える。併せて、区の所見を伺う。

【答弁】

教育活動を再開するにあたり、授業時数の確保に重点を置いた。具体的には、夏季休業期間を3週間程度にし、7月以降に月2回程度の土曜授業日を設定するとともに、開校記念日や都民の日の授業実施のほか、学校行事の精選等により教科指導の時間を確保する考えである。こうした取組により、当該学年の学習を年度内に修了するとともに、今後の状況の変化にも対応できるよう、柔軟かつ適切な対策を講じていく。

小学6年生、中学3年生の児童生徒については、必要に応じて放課後に学習支援を行うなど受験等に不利益が生じないよう、可能な限りの対応を図っていく。また、国の教員加配等を有効に活用するなど、学校への人的支援についても検討していく。

長期休業明けの子供たちは、と不安やストレスを抱えており、心のケアは極めて重要である。教育委員会では、アンケートや面談等を実施し、児童生徒の心身の状況を把握する

よう学校に指示した。また、教職員やスクールカウンセラーに加え、心のふれあい相談員の配置日数を6月は通常の2倍まで可能にするなど、校内の相談体制を充実した。今後も、学校・相談員・関係機関が一体となって心のケアを進めていく。

区ではこれまで、計画に基づいて全小中学校に大型ディスプレイ、教員用パソコン、実物投影機を配備してきた。5月の補正予算で全児童生徒に配備するタブレットパソコンの所要経費を計上し、現在、必要な手続きを進めている。通信手段は、利用する場所を選ばないLTE回線とする考えである。また、今後感染の再拡大などの際に、オンラインで実施する学習を授業時数として見なすなど、教育課程上の位置付けを明確にすることについても検討していく。

ICTにかかる計画については、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな学びを充実していくため、ICT機器の利活用に重点を置いて改定する予定である。また、各学校の活用事例の情報を共有し、教員の指導技術の向上につなげていく。

教育について3

【質問】

今後のオンライン教育の導入やソーシャルディスタンスを確保した教室の空間、会計年度任用職員に合わせた対応人員等、状況の変化に合わせた今後の教育環境の確保をどのように進めていくのか、区の考えを伺う。

また、小6、中3の受験を控えている子供たちとその保護者からは、特に授業の遅れと今後の学校教育の変化に不安の声が多くある。子供たちの受験に対して、大きな影響とならないように、万全な支援をしていくことが必要だと考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

学校の再開にあたり、感染防止対策の徹底、授業時間の確保、子供たちの心のケア、感染者発生時の対応の4つの取組を求め、あわせて、再開後の段階的な教育活動の進め方を示した。感染予防策としては、子供たちや教職員に対し、毎日の検温の徹底を求め、健康状態を把握するとともに、マスクの着用や、手洗いを励行するよう指導している。各学校においては、こまめな換気や席の間隔を可能な限りあけるなど、できる対策を組み合わせ、いわゆる「3つの密」を作らない環境整備に努める。

授業時間の確保については、夏季休業期間を3週間程度にし、7月以降に月2回程度の土曜授業日を設定するとともに、開校記念日や都民の日の授業実施、学校行事の精選による教科指導の時間の確保を行う。また、小学6年生、中学3年生の児童生徒については、必要に応じて放課後に学習支援を行うなど、受験等に不利益が生じないよう、可能な限りの対応を図っていく。

オンライン学習については、感染の再拡大などにも備えられるよう、全児童生徒に1人1台配備するタブレットを活用した仕組みを、今後構築していく考えである。教育委員会は学校と連携し、今後も状況に応じた柔軟かつ適切な対策を講じていく。

教育について4

【質問】

練馬区の小・中学校ならびに小中一貫教育校は、3月2日から5月31日まで臨時休校が行われた。教育の機会の解決策として、オンライン授業の導入が求められている。タブレットの配布は今年度中に決まったが、その他の施策がどのように進んでいるのか伺う。

一斉休校中、授業の代わりにプリント配布による宿題が出されていたが、保護者から教え方が正しいか不安であるとの意見が寄せられた。その解決策として、オンデマンド配信や練馬区立小中学校・幼稚園公式チャンネルの活用などについて、区の所見を伺う。

区では週に1回程度、児童生徒に対し、電話連絡による生活・健康状況の把握に努めていた。一斉休校によって、生活・健康状況にどのような変化があったのか伺う。

災害時のことも想定し、既存のシステムを活用したテレビ電話による状況把握の対応も検討するべきではないか。区の所見を伺う。

【答弁】

現在、タブレットの配備に向け、学校を巡回して授業の補助等を行うICT支援員の積極的な活用、公開授業型の研修の実施およびモデル校の活用事例の情報共有などを進めている。

動画等を用いて行うオンデマンド型学習は、子供たちの自学自習に有効であり、文部科学省が作成する動画等を臨時休業中の学習課題に積極的に活用するよう、各学校に促してきた。また、練馬区立小中学校・幼稚園公式チャンネルは、休業中の家庭学習等の一助とすることを目的に開設したが、今後は、各学校の日常の指導や情報発信における活用にも努めていく。

学校からは、長期にわたる休業によって、生活リズムが崩れている児童生徒が多くいること、学校生活への適応が心配される児童生徒がいることの報告を受けている。教育委員会では再開後もアンケートや面談等を実施し、児童生徒の心身の状況を把握するとともに、スクールカウンセラー等による心のケアを手厚く行うよう指示している。

今後配備するタブレット等の活用については、感染の再拡大時におけるオンラインでの児童生徒の生活状況の把握や、家庭とのコミュニケーションを図るツールとして使用することも検討していく。

教育について5

【質問】

今年度中に全児童・生徒に配布されるタブレットの活用について、学習の習得格差とならないよう、新たな学校生活や授業の様式として、どのような計画で進められるのか。また、導入にあたっては、安定的な通信環境の整備や、メディアリテラシー・ITリテラシー教育も重要である。システム利用時のリスクを下げることや、セキュリティ事故を未然に防ぐことなどを踏まえて指導していくためにも、教員の研修は不可欠となる。教員のICT習得にむけ研修を積んでいただきたいと思うが、どのように構築していくのか、併せて所見を伺う。

【答弁】

子供たちへのICTリテラシーの指導は既に進めている。これまで全小中学校に大型ディスプレイ、教員用パソコン、実物投影機を配備してきた。5月補正予算では全児童生徒に配備するタブレットパソコンの所要経費を計上し、現在、必要な手続きを進めている。通信手段は、利用する場所を選ばないLTE回線とする。また、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな学びを充実していくため、ICT機器の利活用に重点を置いて、計画を改定する予定である。タブレットを有効活用するには、教員のスキルアップが不可欠である。学校を巡回して授業の補助等を行うICT支援員を積極的に活用するほか、実践的な研修に取り組む。今年度は、モデル校2校で公開授業を開催し、他校の教員がタブレットを活用した授業づくりのノウハウを学べる機会を設ける。引き続き、各学校のICT活用事例の情報を共有し、教員の指導技術の向上につなげていく。また、全児童生徒への配備時期に合わせ、タブレットやアプリケーションソフトの具体的な活用方法を学ぶ研修を行う。

教育について6

【質問】

区は大きな混乱をもたらすことを知りつつ、政府の突然の休校要請に応じた。想定される第2波、3波を見据え、現場の被害や混乱を最小限に抑える手立てを全力で尽くす必要があるのではないかと見解を伺う。

区は学校再開後、3か月の空白について夏季休業の短縮、土曜授業の増、行事の縮小や中止により今年度内に教育課程の遅れを解消するとしている。文部科学省は指導要領の一

部を翌年度に繰越すことを認めており、区の意向を現場に押し付けることがあってはならないと考えるが、見解を伺う。

空白解消の方策として学校行事を縮小するというが、子供の心身の健全な発達を図るうえで、学校行事は極力生かす方向で検討し直すべきではないか。見解を伺う。

5月中旬に保護者に配布されたある区立小学校の学年だよりには、授業が再開したときに、再指導せず家庭に学習を丸投げするかのように取れる文面があった。区は休校中に学力格差や遅れを生じた子供や家庭等で十分な学習支援を受けられなかった子供たちをどう救済するつもりなのか、伺う。

全国的に見ても、ICT化による教育効果や学力向上の関係について十分な研究がされているとはいえ、学力調査の結果とICT環境の先進度の相関についてもはっきりとした結論が出ているわけではない。この教育効果や学力向上の効果、前提となるリテラシーの獲得や利活用法にもっと具体的な構想を持つべきだと思うが、いかがか。また、急速なICT化に伴う機器への永続的な財政担保や専門的な指導者・支援者の加配が不可欠だと考えるが、それらの体制をどう整備していくつもりか、伺う。

ソーシャルディスタンスの維持や分散登校による教師の負担増を考えれば、永続的な「3密」回避のための少人数学級や教職員増員など、非常事態を乗り越える改革に足を踏み出すべきではないか。見解を伺う。

【答弁】

学校の臨時休業は、国や都の要請に基づき、子供の命と健康を守るため区として判断したものである。学校には学習課題の準備や参集日の設定を指示したが、大きな混乱等が生じたとの認識はない。

3月2日の臨時休業開始以降、校長会等と綿密な協議を重ねて対応を決定してきたところであり、区の考えを現場に押し付けるようなことはない。

学校行事は子供の豊かな成長に欠かすことはできないが、感染拡大の防止やこの間の学習の遅れを取り戻すためには、今年度に限り、行事の精選や規模縮小はやむを得ないと考えている。その上で、各学校において、教育目標と各行事の意義に照らしながら、必要な行事の実施を判断していく。

未実施分の学習については、学校再開後に、児童生徒の家庭での取組状況を確認し、必要に応じて補充指導を行うよう各学校に指示しており、家庭に学習を丸投げするようなことはない。各教員が子供たちの学習の定着度合いを丁寧に見取り、必要な指導や支援を行うことで、学力の格差が生じないよう対策を講じていく。

子供たちへのICTリテラシーの指導は既に進めている。タブレットパソコンは、モデル校における活用結果からも有効なツールであり、次世代を担う子供たちの教育環境の充実に不可欠であると考えている。タブレットパソコンは授業のほか、子供たちが家に持ち帰り、家庭学習で活用できるようにするとともに、オンライン学習の仕組みも構築していく。教員のスキルアップについては、学校を巡回して授業の補助等を行うICT支援員の積極的な活用と実践的な研修を行っていく。また、ICTに限らず、教育環境の整備に必要な予算を確保していく考えである。

区立学校の学級編制は、東京都教育委員会の基準に従い、運用している。今後も、国や都の動向を見極めながら、適切に学級編制を進めていく。区として独自に少人数学級制をとる考えはない。教員の加配については、国の第二次補正予算案に示されており、今後、国や都から発出される詳細な通知を踏まえ、活用を検討していく。

教育について7

【質問】

学校では過重労働による教員の病気休職が慢性的であり、教員が足りず校長先生が担任を持たざるを得ない小学校すら存在している。国も補正予算で、感染リスクの高い地域の小中学校を対象に教員を加配する方針を固めている。区も至急、教員不足への対応を図る

ため、人材確保に努めるべきだが、区のことを伺う。

区でも今後、1日の授業時数を増やし、長期休みを短縮、土曜日も授業を行う方針を示しているが、3密を避ける対策を並行して実施しなければならないとなると、教員の負担はさらに重くなる。できる限り教員の業務削減に努めるべきである。また、教員の負担軽減のため教員や事務職の採用の増加とともに、まずは教員の支援を行うスクールサポートスタッフについても、今年度中に全校での配置を目指すべきだが、併せて区の見解を伺う。

区は補正予算で各学校に携帯電話を2台購入したが、今後にも備え、1人1台の携帯の配布やオンラインの活用など、学校と家庭との連絡を充実するための仕組みを作るべきである。区のことを伺う。

オンライン授業、特に同時双方型の授業の推進についても保護者や教員から強い要望がある。すべての家庭にオンラインの環境を整えるとともに、同時参加型のオンライン授業の実現に向け、教育委員会が先導して対応を進めるべきである。また、授業再開後も欠席している児童生徒が、学習の遅れや同級生とコミュニケーション不足にならないよう、授業の様子等がライブで繋がるような状況を作るべきであるが、区の見解を伺う。

他自治体では分散登校が始まっており、教員は「20人弱の教室にすると、1人1人の顔を見られる回数が増え、子供が授業のどこがわかっていないかなど把握できている実感がある。子供たちも落ち着いている。」と言う。少人数学級制の導入についてさらに検討を進めるべきであるが、区の見解を伺う。

【答弁】

教員の配置および任用は、国と東京都教育委員会の権限となっており、制度上、区が独自に改善を図ることは困難であるが、引き続き、国や都に必要な教員の配置について働きかけていく。なお、病気休職の教員が出た場合、代替の職員が都から配置されている。

新型コロナウイルス感染症に伴う教員加配等については、今後、国や都から発出される詳細な通知を踏まえ、活用を検討する。また、教員の学級事務等の支援に当たるスクールサポートスタッフについては、希望する全42校に配置し、その数は昨年度の4倍を上回っている。今後も各学校のニーズに基づいて適切に対応していく。

5月の補正予算により各校に配備した携帯電話については、児童生徒との連絡をきめ細かく行う上で、大きな効果があったと考えている。区ではこの間、学校ホームページを用いた課題の発信や、練馬区立小中学校・幼稚園公式チャンネルにおける動画配信に取り組んできた。また、家庭で動画を見ることができない児童生徒に対しては、学校のパソコンを利用できるようにしている。今後は、1学期中に全校配備を終える予定である、ビデオカメラ、ウェブカメラ、ヘッドセット等を活用して、オンライン上で学校と家庭が円滑にコミュニケーションできる仕組みを検討していく。

タブレットパソコンについては配備計画を前倒しし、今年度末までには、全児童生徒に、1人1台がいきわたるよう、現在、必要な手続きを進めている。使用する場所を選ばないLTE回線とすることで、家庭に負担をかけずに利用できるようにする。各学校に順次配備を進める予定である。今後は、モデル校2校で研究を進めてきたタブレットの活用事例の情報を共有し、教員の指導技術の向上につなげていく。

タブレットは授業のほか、子供たちが家に持ち帰り、家庭学習で活用できるようにするとともに、感染の再拡大などに備え、双方向型の授業を含めたオンライン学習の仕組みも構築していく。これらの取組により、新型コロナウイルス感染症の影響で登校できない児童生徒だけでなく、不登校等の児童生徒に対する日常的なケアや家庭学習の充実を図る。

区立学校の学級編制は、東京都教育委員会の基準に従い、運用している。今後も、国や都の動向を見極めながら、適切に学級編制を進めていく。区として独自に少人数学級制をとる考えはない。

マスクの着用について

【質問】

マスクの素材や縫合の不良により、熱中症だけでなく、マスクニキビ・肌荒れなどの皮膚疾患も、体質によって起こしやすいと注意を促していることから、学校の生活場面でのマスクの着用には、健康への視診や配慮が重要である。これからの季節、マスク着用への正しい知識と医療、健康両面から指導をしていただきたいが、所見を伺う。

【答弁】

学校における児童生徒のマスクの着用を奨励しているが、これからの季節は、熱中症対策も重要となることから、児童生徒にマスク着用に当たっての注意事項を指導する。また、皮膚のトラブルを含む個別の事情がある児童生徒に対しては、適切な距離を確保した上で、マスクを外して活動させるなど、柔軟な対応を行っていく。

保育施策について1

【質問】

緊急事態宣言から保育所の運営にあたり、区は登園届出制を採用したが、この方法で保育が保障されるのか疑問である。この間の取組を十分に検証し、第2波も見通して、保育を必要とする子供のために改善すべきであるが、見解を伺う。

コロナウイルスの影響で休園や登園児の減少に伴い保育体制を縮小した場合、区立直営園の職員は有給扱いとなるが、委託園や私立園では、無給の自宅待機や有給休暇の取得を促されるなどの事例がある。区は、民間事業者に対し人件費について直接的な指導はしていないが、人件費を減額しないよう指導すべきと考えるが、いかがか。

保育従事者は感染リスクの高い保育現場で危険に晒されている。今回の補正予算により支給することとした保育従事者への持別給付金は、完全収束までを見据えると1回限りで済ませるべきではない。認可外施設は利用者数が減れば減収となり、運営が不安定になるため施設の存続に必要な財政的支援の更なる拡充を求める。また、職員配置の強化や賃金引き上げなど、抜本的な改善を国に求めるべきだが、いかがか。

従来から感染症対策マニュアルはあるが、区が感染予防のガイドラインを示し、実践できるよう指導するべきである。また、マスクは保育士が毎日使用できる枚数を支給する、園に入る前の検温の徹底など、さらに踏み込んだ対策も必要である。保育室ではどうしても密になるため、国の基準のままではなく、面積基準の底上げを求めるが、いかがか。

区は、今年度の待機児童数を11人と公表し、昨年度の14人から減少したとしている。今年度認可園に入れなかった子供への具体的な対応と来年度への必要な措置について、見解を伺う。また、認可外施設は、利用者が減れば収入減となり経営危機に繋がるため、運営費に影響のない認可園を増やすべきと考える。新型コロナウイルスを経験した今こそ、本当の意味でのセーフティネットとなる区立直営園を守り増やしていくべきだが、いかがか。

【答弁】

本区の登園届出制は、具体的な業務内容等を記載していただいております。職種を限定するものではない。真に必要な方に保育を提供するものとなっております。引き続き、この仕組みによる自粛要請を実施していく。

認可保育所等の運営費は、在籍児童数に基づき算定しており、登園自粛に関わりなく支給している。国からの通知を待たず、区は各保育施設に対して、職員人件費に影響を生じさせないように要請している。

今回の介護等従事者特別給付金の趣旨は、従事者の皆様の労苦に報いることである。認可外保育施設に対して、新たに実施する利用料の減収補填補助は、全国的にも例を見ない、区独自の施策である。利用料が主たる収入源である施設運営の安定化に資するものと考えており、さらなる財政的支援は考えていない。また、区では既に、認可外保育施設に対して、認証保育所や認可保育所への移行支援事業を実施しており、認可外保育施設に対する

職員配置の強化等について、国や都に抜本的な改善を求める考えはない。

区では、ノロウイルス等、各種感染症への対策マニュアルを作成し、日頃から区内保育施設の現場で活用されている。今回の状況を踏まえ、区では新たに、「練馬区保育施設における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を作成し、区内保育施設に配布している。また、面積基準の見直しは考えていない。

本年4月の待機児童は、779人の定員増を実現した結果、過去最少の11人となった。この11人の児童は、5月および6月に行った空き枠の募集により入所済みである。来年4月に向けては、私立認可保育所9か所、定員410人分の整備や、練馬こども園の拡大に取り組んでいく。区立直営園を増設する予定はない。

保育施策について2

【質問】

5月開催の文教児童青少年委員会で、区の待機児童が11人と公表された。しかし、育休延長や育児休業給付金の給付のためなど、理由は様々であるが、不承諾通知欲しさにわざと落選するような書類を出す申請者もいる。潜在する保育ニーズをくみ取るよう踏み込んだ調査をするよう求めるが、所見を伺う。

先日、2018年に区内認可外保育施設で発生した乳児の死亡事故について、当時の施設長を業務上過失致死の疑いで刑事告訴したと報道があった。この施設は東京都の調査で2017年9月と2018年の1月に都から指導を受けていた。区も保育所への定期調査を実施しているが、調査結果の公表はしていないとのことであった。情報を公開することによって保育への関心を高め、事故を防げるのではと考えるが、区の考えを伺う。

【答弁】

平成30年9月に、幼児教育・保育の無償化による影響調査を実施し、同年11月には、練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査も実施した。育児休業の延長を希望する申請者についても、窓口等で毎年、実態を把握しており、本年4月に向けての入園申請では約100名だった。これらの調査等に基づき、待機児童対策を進めた結果、本年4月の待機児童は過去最少の11人となった。引き続き、ニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえた、保育所等整備に取り組んでいく。

一昨年、区内の認可外保育施設で発生した、乳児の死亡事故については、児童福祉法に基づく指導監督権者である都が、「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会」を設置し、本年3月末に、検証報告書を公表した。都は報告書の提言を受け、指導監督の状況について、これまでのホームページでの公表に加え、区の窓口で指摘事項等の一覧を配布する等、より分かりやすい周知方法を検討する方針と伺っている。区は、都と連携し、保護者の皆様への情報公開を進めていく。あわせて、区が独自に実施する保育施設への巡回支援では、事業者に対し、保育内容の改善につながる助言・指導を、引き続き適切に行っていく。

子ども家庭支援センターの支援について

【質問】

緊急事態宣言を受けて、子育てひろばは中止、一時預かりも縮小して実施された。ひろばを通じて育児相談や虐待相談に結び付く家庭も多いことから、なるべく多くの家庭が利用できるような配慮や予約をしたうえで入替制にするなどの工夫をすべきである。また、一時預かりについて、すぐに場所を増やすことが必要であるし、当日枠以外の方法で緊急性の高い方が優先されるような仕組みも検討すべきであるが、併せて見解を伺う。

緊急事態宣言の間、子ども家庭支援センターから気になる家庭に対して電話をかける、いわゆるアウトリーチ型の支援がなされたと聞いた。職員が在宅勤務であっても家から個別の家庭に連絡できるような体制をつくるなど、丁寧に対応すべきだが、区の見解を伺う。

また、オンラインを通じたイベントの開催をはじめ、保護者が子ども家庭支援センターと繋がりを築ける新たな仕組みを展開することが必要であるが、区の見解を伺う。

【答弁】

区は、他区が子育て支援サービスを休止する中、感染予防対策を最大限講じながら、緊急事態宣言期間中も、一時預かり事業を継続して実施してきた。本年4月からは、空き情報をリアルタイムで確認し、いつでも予約できるシステムの運用を開始している。すぐに場所を増やすことは困難だが、キャンセル枠の有効活用により、利用希望に対応している。

また、育児疲れなど、緊急性が高い家庭の支援については、一時預かり事業の当日枠のほか、ショートステイ事業の利用を促すなど、適切に対応している。

子育てのひろばについては、再開するに当たり、感染予防対策として利用人数制限を設けるとともに、利用空き枠を事前に把握できるよう、SNSで発信する取組を開始した。引き続き、安心して子育てのひろばをご利用いただけるよう、対応していく。

子ども家庭支援センターでは、緊急事態宣言の期間中も電話や訪問などの相談支援を継続している。また、これまで子育てのひろばに来所された方には、ひろばの相談員が連絡して、子育ての悩みを伺う新たな取組を行った。センターで相談を受けている内容は、プライバシーに配慮が必要であり、職員が自宅で相談支援を行うことは適切ではないと考えている。また、子ども家庭支援センターでは、育児の孤立化を防ぐため、Web会議システムを活用し、オンラインでの子育てのひろばを実施しており、この取組を広く子育て世帯に周知することにより、参加者の拡大に努めていく。

令和2年7月10日
教育委員会事務局

令和2年第二回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

- 1 日時 令和2年6月17日（水） 午後1時～午後4時10分
- 2 場所 全員協議会室
- 3 質問要旨
※令和2年度補正予算（第2号）は新型コロナウイルス感染症に関し、区民の命と健康を守る取組を強化・充実するとともに、今後の経済社会活動の再開を見据えた対策の経費を計上。

教育に関する 質問内容	学校における感染症予防対策について
	1) 少人数学級の導入について
	2) 一学級あたりの人数が多い場合の感染予防対策について
	学校給食に関すること
	3) 学校休業期間中における準要保護世帯への給食費の支援について
	4) 学校休業時における給食提供の方策について
	5) 他区における1学期分の給食費の無償化について
	6) 学校休業期間中にキャンセルした食材の対応について
	7) 夏季における調理員の人員確保について
	8) 給食提供を行う職員の体調のケアについて
	私立幼稚園感染症対策支援事業費補助金に関すること
9) 補助金の対象範囲について	
10) 感染症予防の徹底・研修等に関する区と私立幼稚園の連携について	
11) 感染症対策を踏まえた幼児教育について	
保育に関する 質問内容	介護等従事者特別給付金に関すること
	12) 給付金の概要について
	保育施設の登園自粛要請に関すること
	13) 自粛要請する保護者の対象について